

平成24年度 国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス報告書

平成24年度コンプライアンス推進計画		実施状況	コンプライアンス推進 本部長評価	コンプライアンス・アドバイザー リー委員会の意見
1	営繕関係入札 契約等業務の あり方の検討	<p>特にコンプライアンスが求められる入札契約等業務の現状を確認し、現行のルール・運用がより合理的かつ適正なものとなるよう、営繕関係入札契約等業務のあり方を検討する。</p> <p>【談合業者のうち首謀者に対するペナルティの強化】 「当面の再発防止対策について」(平成24年10月17日 国土交通省)を受け、談合業者のうち、首謀者に対するペナルティ(違約金)を強化した。 (改正前) WTO対象工事で、かつ、確定判決において首謀者であることが明らかとされている業者 違約金15%(首謀者以外は10%) ↓ (改正後)確定した排除措置命令等において首謀者であるとされている業者 違約金15%(首謀者以外は10%)</p> <p>【競争性の拡大】 入札における競争性の拡大や新規参入の促進を図るため、次の改善策を講じた。 1. 設計業務の実績と認める対象について、「設計業務の対象となった建物の完成」としていたが、「設計業務の完了」とし、その範囲を拡大すること。 2. 入札公告や入札説明書等を分かりやすいものに改善すること。</p>	A <p>今後は、総合評価方式において、技術提案と価格提示を同時に行う方式等、談合防止に向けた入札制度の更なる改善について検討する必要がある。</p>	<p>今後も、入札監視委員会等でなされた指摘を踏まえるなど、より競争性の高い入札方式を取るよう検討してほしい。</p>
2	積極広報の強化	<p>官庁営繕部における積極広報を戦略的に実施し強化していくため、積極広報強化の指針及び平成24年度広報計画の作成を検討する。</p> <p>積極広報強化の指針及び広報計画の作成については、広報戦略室、広報課等における取組を踏まえ、検討を進めているところである。 平成24年度においては、大津波を想定した官庁施設の機能確保の在り方や、公共建築物における木材の利用の推進を重点的に広報を行う事項とし、分かりやすい広報資料の作成や、ホームページのコンテンツの充実を図った。 さらに、地方公共団体等への講演、公共建築に関する雑誌への寄稿により、情報発信を行った。</p>	B <p>積極広報強化の指針及び広報計画を速やかに策定し、これに基づき、積極広報の実施を図る必要がある。</p>	

平成24年度コンプライアンス推進計画		実施状況	コンプライアンス推進 本部長評価	コンプライアンス・アドバイザー リー委員会の意見
3 技術力の獲得・ 継承	通常時や非常時に 官庁営繕として発 揮することが求め られる「技術力」を 明確化した上で、 組織や営繕部職員 がその技術力を獲 得・継承するため の方策について検 討する。	<p>【研修カリキュラムの見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザー目線の事業実施に不可欠な「合意形成」スキル向上のため、新たに「ファシリテーション(会議の活性化・取りまとめ手法)演習」の講座を追加するなどカリキュラムの充実を図った。</li> </ul> <p>【OJTの効率的効果的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「OJT年度計画」を地方局ごとに作成させ、同計画に基づくOJTを推進した。</li> <li>・OJTの結果について報告を受け、工夫した点などのグッドプラクティスを地方局にフィードバックした。</li> </ul> <p>【ノウハウ等の「在りか」の明示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業を行う上でのノウハウを職員が共有できるよう、研修資料やベテラン技術者のコメント等の資料をイントラネット上に掲載し、閲覧できるようにした。</li> </ul> <p>【基準改正における地方局の知見集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築設計基準」の全面見直しにおいて地方局からの知見を集約し、ノウハウの集約を図った。</li> </ul>	A 技術力の獲得・継承に関する意識を定着させるため、更なる改善を加えつつ、取組を続ける。	
PDCAサイク ルのスパイ ラルアップ 4	業務上重要な業務 や先導的分野にお いて、PDCAサイク ルを通じた業務の スパイラルアップに ついて検討する。			
(1) 保全指導	保全指導を確実に 実施し、その結果 の活用を図るた め、指導の効果の 把握及び保全指導 業務関係資料の整 備等を実施する。	各地方局から、各省各庁の施設の管理者に対する保全指導に係るグッドプラクティスを収集した。その他の指導の結果とともに、保全指導の効果を平成25年6月までに取りまとめることとした。 また、指導担当職員が指導の基準とする、保全実地指導マニュアル(案)を平成24年度の試行結果をもとに精査し、平成25年度には全国で適用できるよう取りまとめているところ。	A 今後は保全実地指導マニュアルの適用状況を踏まえ、実地指導を重点的に行う項目の内容の充実を図る。	

平成24年度コンプライアンス推進計画		実施状況	コンプライアンス推進 本部長評価	コンプライアンス・アドバイザー リー委員会の意見
(2) CS調査等	CS調査、営繕技術検討会の討論等を踏まえ、今後の営繕事業や業務に対して応用すべき仕組を整理し、フィードバックする。	<p>1. 平成24年度は、平成16年度から平成23年度までのCS調査の詳細分析を行い、結果を取りまとめ、各種会議において報告することで、顧客満足度向上のための改善点について今後の営繕事業に活用するよう地方局に周知した。</p> <p>2. 平成25年1月に開催した営繕技術検討会で、地方局から推薦された事業の成果及び当該事業における営繕の取組に関し、次の点について意見交換を行い、その成果を報告書として取りまとめ、今後の営繕事業の参考とするよう地方局に周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備を通じたまちづくりへの貢献</li> <li>・ユニバーサルデザインの考え方</li> <li>・環境負荷低減対策の効果検証</li> <li>・歴史的建築物の保存活用</li> </ul>	A 引き続き各種の調査を行い、情報収集、分析及び活用を図ることで官庁施設についてのCS向上を図るべきである。	
(3) 営繕環境対策	官庁施設における総合的な環境保全対策の推進等を目的として、「営繕グリーンプログラム」、前年度の取組結果の「官庁営繕環境報告書」を作成する。	地球温暖化防止、循環型社会の形成等の社会的要請を踏まえ、官庁営繕に関する環境負荷低減対策に関する年度計画として「営繕グリーンプログラム2012」を平成24年5月に策定した。実施結果は平成25年5月までに「官庁営繕環境報告書2013」として取りまとめることとした。	A 引き続き、営繕グリーンプログラムを策定し、環境負荷の低減に計画的に取り組んでいくべきである。	
				<p>【全般的意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札契約等業務において、そもそもどんな問題点があり、どれをコンプライアンス推進計画に盛り込むかという本質的な議論を行うべき。</li> <li>・今後、コンプライアンス推進計画の作成に当たり、重点的に実施する事項を決め、具体的に当該計画に記載したほうがよい。</li> </ul>

【評価の基準】

- S: 計画に定められた内容以上に進んだ取組がされている
- A: 計画が実行されている
- B: 計画が一部しか実行されていない
- C: 計画がほとんど実行されていない